

議案第57号

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年8月4日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市税賦課徴収条例(昭和30年調布市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の都民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」

に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「支払を受ける者であって、」を「支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」に、「控除対象扶養親族」を「控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第48条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第66条の3中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第66条の4中「交付」を「交付（法第382条の4に規定する当該証

明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」

という。」を削る。

附則第26条を削る。

(調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(令和3年調布市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、調布市税賦課徴収条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」を「扶養親族(年齢16歳未満の者又は」に、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中調布市税賦課徴収条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第25条の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中調布市税賦課徴収条例第33条第4項及び第6項、第34条の8第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第48条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(令和3年調布市条例第17号)附則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに附

則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第1条中調布市税賦課徴収条例第18条の4, 第66条の3及び第66条の4の改正規定並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の調布市税賦課徴収条例第18条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は, 同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の調布市税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は, 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し, 1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の調布市税賦課徴収条例(次項において「改正前の条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については, なお従前の例による。

2 改正後の条例第36条の3の3第1項の規定は, 1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する改正後の条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し, 1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については, なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の調布市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は, 令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 令和5年度分までの個人の市民税については, なお

従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き，改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は，令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和4年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の調布市税賦課徴収条例第66条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は，同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の調布市税賦課徴収条例第66条の4（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は，同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。